今回 ご審議いただきたい事項

国の動き

○「重度の障害、介助者等への対応」、「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準を改正(令和3年3月) (BF法で床面積2,000㎡以上の店舗のバリアフリー化を義務化)



○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂の検討

・国の建築標準の改正を踏まえ、府独自の実証検査も含め、府ガイドラインを改訂 (令和4年3月予定) (府条例で床面積200㎡以上の店舗のバリアフリー化を義務化)

【福祉のまちづくり条例 第12条別表:基準適合義務対象建築物の用途・規模 一覧】

項	用途区分	対象規模
	学校	すべて
	病院又は診療所	
	集会場(一の集会室の床面積が 200 ㎡以上のものに限る。)又は公会 堂	
	博物館、美術館又は図書館	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他 これらに類するもの	
	公衆便所	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 200 ㎡以上
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗	
	自動車修理工場(不特定かつ多数のものが利用するものに限る。)	
111	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	- - 床面積の合計 500 ㎡以上
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるもの に限る。)	
四	ホテル又は旅館	床面積の合計
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は 遊技場	
	公衆浴場	1,000 ㎡以上
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類す るもの	
五.		床面積の合計
	共同住宅	2,000 ㎡以上 又は住戸の数 20 以上
六		
		2,000 ㎡以上 又は住戸の数 50 以上